

日本における台湾人の国籍表記に関する法的問題

——台湾人のアイデンティティの確立を中心として——

清 河 雅 孝

一 はじめに——台湾または台湾人のアイデンティティ

台湾人という言葉は、歴史において公式の名称でもなければ、公簿上の表記でもない。さらに、通称・俗称でもない。これは、台湾、この土地またはこの土地に育まれていた文化に対するアイデンティティの象徴である。⁽¹⁾台湾人を自称している人々は、その人種、種族を問わず、台湾の土地とその文化に対して心情的にアイデンティティを持って⁽²⁾いる。したがって、台湾人という言葉は、地理的な意味と、心情的・文化的な意味の両方を有している。それは、「台湾」という言葉よりも遙かに純化されたものである。⁽³⁾台湾人と自称する者（いもっ子）は、地理的な台湾に対しても深く当然コミットしているが、台湾という語を用いる者がかならずしも台湾にコミットするかという点、そうとは限らない。⁽⁴⁾台湾は、多くの場合においてそこに生活している人々を切り離して地理的な名称として用いられているからである。⁽⁵⁾

本稿は、戦前日本に在住し戦後も日本に止まっている台湾の出身者と、戦後特に一九四七年に国民党政府が台湾において現地人に対して集団虐殺を行った、いわゆる二二八事件後に日本に渡った台湾人の台湾に対する意識を検討する序説である。前者の台湾人は日本社会の全ての階層に分散されている。その階層によって台湾に対する意識やアイデンティティは異なっている。また、二二八事件に遭遇しておらず、中国政権の統治も受けていないために、台湾に対する意識は後者のそれと特異性を持っている。それは中国に対する意識においても同様に言えるであろう。後者の台湾人は二二八事件を逃れてきた者と、その後留学の名義で渡日した者等が含まれている。右留学生にも、植民地時代の日本教育を受けた者とこれを受けていない者がふくまれている。これらの者の渡日の理由と教育の背景は、台湾に対する意識やアイデンティティにおいて鋭く反映されている。

在日台湾人アイデンティティは、以上に述べた複雑の要素のほか、戦後の中華民国の在日台湾人に対する政策、アメリカ、GHQと日本を含む国際社会における台湾処分、新中国の成立、国民党の国連の追放、日中の国交と日台断交および一九九〇年代の台湾の民主化と中国渡航の自由化などによってさらに多様化しているが、台湾における台湾人の政権の獲得、外省人を代表する国民党の野党化、国民党の台中政策の豹変と台湾人の中国に対する認識の変化などによって大いに影響を受け取斂しつつある。

しかし、在日台湾人のアイデンティティ変遷の探求は、資料の制限の他、学術の研究テーマや方法論としても、筆者の能力をはるかに超えている。本稿では、とりあえず、戦後、台湾人が日本植民地の国民から連合国民さらに中華民国の国民になった経緯とこれらの変化に伴う台湾人のアイデンティティの変動、二二八事件の発生、新中国の成立、国民党の国連の追放、日中国交と日台断交が在日台湾人のアイデンティティの確立に及ぼす影響を略述し、台湾民主化、中国渡航の自由化からもたらした日台湾人のアイデンティティの変化、日本の公文書における国籍記載のアイデン

ティフィケーションを通じての台湾人アイデンティティの主張について、实例を挙げて説明する。戦後の国際政治と台湾人アイデンティティ確立との関係、台湾現政権の曖昧な姿勢の台湾人アイデンティティの確立に与える混乱と弊害などについては今後の課題とする。

注

- (1) 黄文雄『台湾人的価値観』三九頁以下（前衛出版社、一九九三年）。
- (2) 李喬『文化・台湾文化・新国家』一五三頁以下（春暉出版社、二〇〇一年）。
- (3) 日本の植民地であった台湾では、日本の民法の適用については、大正一一（一九二二）年九月一八日勅令第四〇六號「民法施行ニ関スル法律ヲ台湾ニ施行スルノ件」（甲第一六号証）、大正一二（一九二三）年一月一日台湾總督府贈告第一號「民法及商法施行ニ関スル件」、大正一一（一九二二）年九月一八日勅令第四〇七號「台湾ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件」第二章第一節民法に關スル規定第五条により、台湾人のみの親族および相続に關する事項については、民法第四編（親族）、および第五編（相続）を適用せず、別段の規定がある場合を除き慣習による、と規定していた（台湾日々新報社編『改定増補 台湾六法 昭和九年』一六一頁以下（綠蔭書房編集復刻版、一九九九年）。ここで用いられている台湾は、地理的な意味のみを有する。

(4) 台湾人をいもっ子（蕃薯仔）と称する由来について蔡徳本『台湾のいもっ子』のはじめ（集英社、一九九四年）参照。

(5) 本田善彦『日・中・台 見えざる絆』一五二頁以下、三六七頁以下（日本經濟新聞社、二〇〇六年）。

二 台湾と台湾人の呼称と表記の乖離に関する史的考察

- (1) 明治三八（一九〇五）年二月二六日台湾總督府令第九三號「戸口規則」（甲第一六号証二四九〜二五〇頁）に

よると、当時、台湾人の出生、婚姻・縁組、離婚・離縁、入戸・離戸、姓名の変更、転居、寄留、寄留退去等については、その事実発生の日より一〇日以内に書面をもって、所轄警察官吏派出所、駐在所、または警戒所、保正を經由して郡守、警察署長、警察分署長または支庁長に届出し、本島外に寄留退去するときは、その際、届出しなければならない（同規則六条）。右の届出は、戸主がこれをし、かつ届出の書面に連署しなければならない（同規則七条、九条）。戸籍の届出・変更は、戸主本人またはそれに代わる者でなければ申請できない（同規則八条）。また、記載事項についても謹厳である。戸籍の記載欄には、族称、種族、アヘン吸食、不具、纏足、種痘、等級、荣称、職業の各欄が設けられている。⁽⁶⁾ 族称・種族欄に記載されているのは、「福」、「客」または「蕃」である。また、公式の文書では、内地人である日本人に対して、台湾の出身者を本島人と表記したものの、決して「台湾人」とは記載していない。⁽⁷⁾

(2) 日本植民地時代の戸籍制度は、その後、蒋介石国民党政権が承継し、台湾人の統治手段として利用されていた。戦後、国民政府の戸籍では、右各欄はすべて廃止されたが、かわって省籍欄が設けられた。同欄には、省籍が書かれている。台湾人に対しても本省人と記載され、台湾人と言う呼称は使われていなかった。現在、この省籍欄も廃止され、代わりに出生地欄が設けられているが、なお、公式には、台湾人という呼称は用いられていない。

日本では、戦前・戦後を通じて、台湾人という呼称は使用されている。第二次世界大戦前、他称の台湾人は、台湾で生まれ、台湾から来た人、言い換えれば植民地台湾から来た人を指している。また、自称の台湾人は、日本人または台湾に居た日本人、いわゆる内地人と区別する意味で使われている。文化的な意味よりも地理的な意味が濃厚である。当時は、現在と同様、台湾人でありながらも台湾にアイデンティティを持たない者が結構存在した。⁽⁸⁾

第二次大戦後、在日台湾人は、束の間、日本の国籍を離脱し連合国人となった。⁽⁹⁾ 台湾人は、日本植民地の重圧から解

き放されたが、台湾人または台湾に対するアイデンティティも相対的に低下した。⁽¹⁰⁾台湾に居た台湾人も、日本に居た台湾人も、中国に求心力を求めた。⁽¹¹⁾一部の在日台湾人は、いわゆる戦勝国の威を借りて、日本植民地時代の抑圧による鬱憤を晴らした。昭和二七（一九五二）年サンフランシスコ平和条約が締結され、国連による日本の占領が終結し、連合国人の特権がなくなるまで、このような状態は続いた。その結果、中華民國のパスポートを所持している台湾人は、日本の公簿の国籍欄において「中国」と表記されることとなった。⁽¹²⁾ところで、在日台湾人は、ごく少数の者を除いて、このような記載について違和感を持たなかった。⁽¹³⁾

(3) 一九四七年、台湾では、二二八事件が発生した結果、蒋介石政権の中国または中国人に対して、台湾人と台湾のアイデンティティが生じた。⁽¹⁴⁾台湾のアイデンティティは、日本による植民地統治と国民党政府による植民地統治との比較によって増幅させられた。⁽¹⁵⁾台湾人の意識は、国民党の専制独裁の統治によって払拭されつつも辛うじて温存されてきた。在日台湾人も二二八事件の影響を受けたが、二二八事件の直接または間接の被害者若しくは体験者を除いて台湾人の意識に顕著な変化はなかった。むしろ二二八事件の影響を受けた台湾人の一部は、蒋介石政権に見切りを付けて、共産中国に傾倒していった。一九五三年六月頃、二回に渡って興安丸に乗船していた祖国中国の建設を志した青年団には、台湾の留学生が多く含まれていた。⁽¹⁶⁾また、一九七〇年代、日中、米中国交時も、一部の台湾留学生は、中国に転向して、大陸に渡った。この期間には、台湾人または台湾という意識は、在日の台湾独立運動者およびそのシンパに凝縮され、⁽¹⁷⁾それは六〇年代〜八〇年代の数少ない一部の留学生によって承継され、在日台湾留学生連合会（台連会）、各大学の台湾留学生会や在日台湾同郷会などの団体で培われ温存されることとなる。⁽¹⁸⁾しかし、一部の無国籍の台湾人を除いて、中華民國のパスポートを所持する限り、「中国」の表記が改められなかった。日本の公機関には、中国大陸から来

た中国人と区別するために台湾人の国籍欄に「中国（台湾）」と表記されているものも一部あった。しかし、「中国」という枠から離脱することはできなかった。

(4) 一九八〇年代に入ると、日中間関係は、経済的のみならず、社会的にも緊密になった。中国の大使館や領事館が設立され、来日の中国人や留学生も増えた。それに伴い、不法滞在の中国人、また中国人による凶悪犯罪も激増した。⁽¹⁹⁾一九九〇年代に入ると、日中間の蜜月が終了し、政治的な摩擦が多発するようになった。特に、経済の発展に連れ、中国の「好日」姿勢が豹変し、日本に挑発的な態度をとるようになり、一般の民衆からも不評を買うこととなる。⁽²⁰⁾ 日本政府のみならず、一般民衆の中国に対する嫌悪感も日増しに高まった。⁽²¹⁾

他方、一九九〇年代後半、台湾の民主化は、台湾または台湾人の意識を高めていった。在日台湾人または諸団体も、その影響を受け、自己主張を始めた。⁽²²⁾ 台湾人の意識は、二〇〇〇年、台湾人の大統領の誕生で頂点に達した。在日台湾人または留学生は、より大胆に「台湾は中国ではない」と主張し、中国という枠から台湾を離脱させようとしている。「われ中国人」という口癖も、「われ台湾人」へと変化していった。台湾人の国籍欄における「中国」表記に対する抵抗は、その一つの現れである。

このような抵抗は、今始まったことではない。一九七〇年代、留学生の一部は、「中国」表記に対して、すでに異議を唱えていた。国籍欄または出身欄に「台湾」と表記したり、公文書における「中国」表記を削除したりして抵抗した。⁽²³⁾ たとえば、学位記の出身欄における「中国」の記載を削除して、「台湾」に書き換えた者も見られる。大学に対して抗議する者も続出している。これに対して、私立はもちろん、国公立にも、台湾の留学生に対して証書や学位記出身または国籍の表記を取りやめた大学が多々見られる。また、学位記の国籍欄に「台湾」と表記する大学も見られる。⁽²⁴⁾

このような流れにもかかわらず、残念ながら、役所の態度は旧態依然であった。

注

(6) 台湾日々新報社編『改定増補 台湾六法 昭和九年』二四九頁以下（緑蔭書房編集復刻版、一九九九年）。

(7) 台湾総督府が昭和八年一月二〇日に第七号令、第八号令として公布した「本島人ノ戸籍ニ関スル職務代理ノ件」「本島人ノ戸籍ニ関スル件」は、その適例である。その他、昭和七年律令第二号「本島人ノ戸籍ニ関スル件」、同年律令第三六一号「本島人ノ戸籍ニ関スル郡守、警察署長、警察分署長ハ支庁長ヲシテ取扱ハシムルノ件」等、福、客、原住民を一括して本島人と称している。台湾日々新報社編『改定増補 台湾六法 昭和九年』二四八頁以下（緑蔭書房編集復刻版、一九九九年）。

(8) なお、日本植民時代における台湾人の意識について、呉文星『日据時期台湾社会領導階層之研究』（正中書局、一九九二年）、張修慎（博士論文）『植民地時代の台湾知識人研究——「民族意識」の変容をめぐって——』参照。

(9) 戦後、日本に居住する台湾人は、一九四六年六月二二日付「在外台僑国籍処理弁法」に基づいて華僑登録を行い中国の国籍を取得し、一九四七年二月二五日、GHQは、「中華民国人の登録に関する覚書」を発することにより「連合国の民」になった。連合国人は、また、第三国人ともいう。在日の中国人、韓国人など、当時の戦勝国の人々を指している。アメリカの占領中、連合国人は優遇されていたが、日本が独立後、優遇策がなくなった。現在、第三国人は、これらの者の蔑称として用いられている。

(10) 安藤百福氏は、中国国籍と日本国籍の取得経緯について次のように述べられた。「終戦後、台湾が日本の領土から離れて、国籍問題がもち上がった。……私は意識として日本人である。中国系の人たちとは、かわりがなかった。……中国を選べれば、財産は封鎖をまぬがれ、自由に使える。損得勘定だけなら、結論はわかっている。……何人かの友人に相談した」結果、中国籍を取った。また、「……のちに日本籍になったが、一時期の私は、高揚した気分、日中友好の礎になろうと考えた」と。同『奇想天外の発想』九六頁（講談社、一九八三年）。戦後間もなく、台湾出身者を中心として組織された、台湾の名称を冠した団体も一時存在した。いずれも、特別配給物資（特配物資）などの連合国人の利益を得るために設立されたもので、その後、華僑総会によって吸収されたか、または自然に消滅した。

(11) 当時、日本各地に設立された華僑公会の構成員は、中国人のみならず、台湾人も含んでいた。その後、華僑団体は、国民政府の駐日機関によって中華総会や華僑総会に改名されたが、その構成員は殆ど変わらない。しかし、台湾意識を持つ者は、これらの団体に加入していない。あるいは、比較的中立の団体を結成した。たとえば、京都で設立されている「相思会」(現在、「台湾相思会」と改名されている。須藤良治氏は、その生い立ちについて次のように述べている。「昭和二〇年八月終戦となり、我々台湾出身の学生は学生連盟を組織して中京区の一角に本拠を構えました。そこで中国語講習会等の文化活動に加えて当時米国進駐軍GHQの指令による生活物資の特別配給がありましたのでその業務を行っておりました。当時の日本は物資欠乏し特に我々は家からの送金が途絶え、生活が困窮しておりましたのでこの特配の米、メリケン粉、砂糖、酒、ビール、煙草等の配給は、大変ありがたく、殆んど大半が生活資金に化けたものでした。さてこの配給の日本側の窓口が、京都府警本部分課の外事課で、松尾三郎さんという方が課長をしておられました。奇しき縁で松尾先生は台湾高雄に在住されたことがあり、我々に非常に好意をもってくださり、万事が円滑に行われたことは幸いでした。そしてまた学生連盟の渉外係が高雄出身の陳水盤さんと松尾さんと意気相投合し親睦会を作ることになり松尾さんが相思会と命名された訳です。勿論相思樹から借用されたでしょう」と。須藤良治「相思会の生い立ちについて」(一九八七年一月七日)。

(12) 外国人は、当時の外国人管理条例に基づいて外国人登録証を所持しなければならない。外国人登録原票のみならず、外国人登録証の国籍欄にも「中国」と記載されている。

(13) ここでの少数の者とは、植民地の独立説または国連の委託管理説を唱える台湾人をいう。張良澤訳・楊逸舟著『受難者』一三二頁(前衛出版社、一九九〇年)、史明『台湾不是中国的一部分』参照(前衛出版、一九九二年)。

(14) この時点では、蒋介石政権の中国または中国人に対して失望した台湾人には、共産党中国または中国人にアイデンティティを求めた者も多々居た。たとえば、二回の興安丸による祖国帰還運動では、三千人以上の在日台湾青年が中国に渡った(本田・前出注(4)一七八頁以下)。一九七〇年代、日中、日米復交後、中国に貢献するために中国に渡った台湾からの留学生や在外の台湾人も多々居た。

(15) 柯旗化『台湾監獄島——繁栄の裏に隠れた素顔』一六頁以下、五〇頁以下参照(第一出版社、二〇〇五年)。

(16) 祭榮若『朝』三〇頁以下(生涯学習研究社、二〇〇五年)。興安丸の参加者は、一部を除いて、一九五〇年代の反右翼運動または一九六〇年代の文化大革命において辛酸を嘗めた。これらの事実は、一九七九年対外開放以後、日本に生還した参加者

によって少しづつ明らかにされている。一九八〇年以前、帰還できる台湾人は、日本人の配偶者を持つ者のみである。一般の人が帰還することができるのは、一九八〇年以後である。なお、殆どの帰還者は日本に滞在している。

(17) 林一忠『台湾哀史』八三頁以下(山崎書房、一九七二年)、王育徳『台湾海峡』一二八頁以下(日中出版、一九八五年)、宗像隆幸『台湾独立運動私記』八三頁以下、周英明・金美齡『日本よ、台湾よ』七六頁以下(扶桑社、二〇〇一年)参照。

(18) これらの学生団体により啓発的な雑誌や新聞たとえば『台生報』、『自由人』、『澎湃』が発行されていた。

(19) 黄文雄『台湾人的価値観』一三九頁以下(前衛出版社、一九九三年)。

(20) 渡部昇一『反日を拒絶できる日本』参照(徳間書店、二〇〇六年)。

(21) 平松茂雄『中国は日本を併合する』参照(二〇〇六年、講談社インターナショナル)。

(22) 二〇〇六年、在日台湾同郷会が主催する「楽しい、青年サマーキャンプ」のテーマは、「台湾人精神文化の愛着と伝承」である。

(23) これに対して、日本の役人は、はじめに警告を発したが、最近では、これを黙認するが、受付後、表記を書き直すことで対応している。

(24) 台湾の正名運動は、現の政権に頼ることができない。証書や公文書に台湾の記載を求める者は、毅然した態度で台湾の名称を歪曲した日本の政府、機関、団体に臨み、その是正を強く主張しなければならない。多くの大学が台湾出身者の卒業生に発行した卒業証書または学位記の国籍欄において中国または中国(台湾)ではなく、台湾と記されているのは、これらの卒業生またはその先輩がその記載のために、大学当局またはその指導教授の反発を恐れず、長期間にわたって主張し戦ってきた成果である。これはある種の自力救済であるが、やむを得ない。「権利のための闘争は権利者の自分自身に対する義務である」からである。小林孝輔・広沢民生訳『イェーリング権利のための闘争』三八頁(日本評論社、一九七八年)。

三 「児童手当支給事由消滅通知書」事件——国籍表記の乖離の是正運動

本件被通知人である山田智美氏(以下、「被通知人」という)は、東京都杉並区長山田宏氏から平成一七(二〇〇〇

五)年八月九日付の「児童手当支給事由消滅通知書」を受領した⁽²⁵⁾。通知書の内容は、児童手当の支給事由が消滅したことである。その理由は、被通知人が杉並区から転出し、同区に住所がなくなったためである。

被通知人氏は、二〇〇三年、台湾人である白志雄氏(こと ヒョン・ベホウ、台湾原住民タイヤル族)と結婚し、子をもうけた。同通知書は、この子供に関する児童手当の支給に関するものである。被通知人とその夫は、同通知書の内容について異論はないが、通知書において、被通知人の氏名に付されている国籍が「中華人民共和国」と記載されていることを不服として、平成一八(二〇〇六)年一〇月二七日に陳情書を発して杉並区に異議を述べた。被通知人はまた、二〇〇五年一月二七日付の産経新聞において「中華人民共和国を台湾に、中国人を台湾人に訂正すること」を求めたが、同区は中華人民共和国を中国(台湾)に訂正したにすぎなかった。被通知人は、日本と同様に台湾と国交がないアメリカ、イギリス、フランス、カナダ、シンガポールなどでは「TAIWAN」と表記し、韓国もハングル表記で「タewan」であると述べ、不満を表明している。

(1) 本通知書における「中華人民共和国」の記載は、多くの意味において誤った記載である。本通知書の被通知人が、被通知人の夫である白氏であるならばともかく、被通知人はその妻であり、かつ日本人である。被通知人は、確かに台湾人と結婚している。しかし、外国人と結婚することにより、本人の国籍が変わるとは限らない。多くの国は、自国人と結婚した外国人に、その国籍の維持を認めている。台湾も例外ではない。実際、被通知人は、現在でも日本国籍を有している。さらに、被通知人は、山田智美という日本式の氏名の届出をしている。したがって、通知書の作成者は、山田智美という氏名の表記を見るだけで、被通知人が日本の国籍と台湾の国籍とのいずれを有しているかについて、疑いを抱かなければならない。同通知書の作成業務担当者は、杉並区の職員であるので、区役所の資料から簡単に

これを確認することができるにもかかわらず、漫然と被通知人が受け入れられない国籍を記入することは、同担当者の悪意または重大な過失によるものだという批判を受けても致し方ないであろう。また、右業務の遂行について監督義務を有する杉並区長山田宏氏は、その懈怠の責任を負わなければならない。加えて、同区が被通知人の国籍表示を中華人民共和国から中国（台湾）に訂正したことも、本当に適切な処置であったのかどうか疑わしい。

また、同通知書における表記が、被通知人のみに対するものではなく、白氏およびその子供に対するものであったとしても、等しく誤りである。白氏およびその子供の国籍は、中華人民共和国ではない。その証拠に、両者は中華人民共和国のパスポートを所持していない。特に、子供については、被通知人と同様、日本のパスポートを持っている可能性がある。この点を考慮したのであろうか。

したがって、このことは、「中国（台湾）」との表示してもよい」という、住民基本台帳事務を管轄する東京都の弁明だけでは済まされない。さらに、事実関係を調査した上で、右表記が適切であるかどうかを検討しなければならぬ。

(2) 日本の戸籍機関、入管当局その他の政府機関が、台湾人の国籍を「台湾」と表記せず、安易に中華人民共和国の略称としての「中国」、または「中国（台湾）」と表記することについては、在日台湾人は、以前から「台湾正名運動」を興し、日本政府に対して国籍表記を「中国」または「中国（台湾）」から「台湾」に改正するよう求めてきた。この要求について、運動者は、台湾の歴史、法的地位、国連憲章、サンフランシスコ平和条約などの国際条約、協定、そして台湾人の心情と意志から改正の正当性を力説している。⁽²⁶⁾日本政府が、これについて、いまだに適切な対応をしていない状況下において、同通知書は発せられたのである。

注

(25) 一七杉並二九四九号、認定番号第三七三〇五号。

(26) 戴天昭『台湾法的地位の史的研究』二七一頁以下（行人社、二〇〇五年）。

四 同通知の国籍表記による法的障害

同通知書における「中華人民共和国」の表記は、台湾人の心情を害するのみならず、中華人民共和国の略称としての中国、または中国（台湾）の表記より大きな法的障害を引き起こしている。以下、法律の観点から「中華人民共和国」の表記の障害と問題点を提示することとする。

(1) 中華人民共和国政府は、台湾を統治していないにもかかわらず、外交的にまたは政治的に台湾が中華人民共和国の一部であり、台湾人が中華人民共和国国民であると吹聴している。しかしながら、法的には、台湾を中華人民共和国の一部、また台湾人を中華人民共和国国民として取り扱うことは、決して無い。台湾人または台湾の企業には、中華人民共和国の国内法の適用はなく、外国人または外国企業として法を適用している。つまり、外国人または外資系企業に関する法令が適用されているのである。日中平和条約において、日本は、中国の台湾に関する主張をテイクノート (take note) しているのみであり、これを認めてもいなければ、賛成もしていない。⁽²⁸⁾ このような状況のもとで、日本政府がなぜ、中華人民共和国政府の主張を超えて、法的に台湾を中国、台湾人を中国人とわざわざ称するのか、理解に苦しむ。同通知書における中華人民共和国との記載については、なおさらである。

(2) 台湾は、独立した法域を持ち、中国と異なる裁判管轄権と準拠法の体系を持っている。自国法の適用の場合、台湾人には台湾の法律を適用し、中華人民共和国国民には中華人民共和国の法律を適用している。自国裁判管轄を受ける場合も、台湾人は台湾の裁判所の管轄を受け、中華人民共和国国民は中華人民共和国裁判所の管轄を受ける。たとえば、台湾の被相続人の遺産については、相続人は、その国籍如何を問わず、台湾の相続法（中華民法第一一三八条以下、以下、同法を「台湾民法」という）が適用される。同通知書の記載に従えば、中華人民共和国の相続法（中国継承法）が適用されることになる。日本の裁判所が、中華人民共和国の相続法に基づいて台湾の被相続人の財産の分割について判決を下した場合、同判決は合理性を欠くのみならず、実効性もない。相続人は、中国相続法により下したこの判決を以て、台湾の裁判所において執行を請求することはできない。台湾の裁判所は、判決の準拠法の適用に誤りがあることを理由に執行の請求を退けることであろう。裁判管轄についても、同様である。

(3) 日本法により強制送還される台湾人は、いずれの国に送還するのか。これは自明の理である。台湾人は台湾に送還され、中華人民共和国国民は中華人民共和国に送還されるのが妥当である。

従来、日本の入管当局は、戸籍、外国人登録証明書またはその他の公文書に「中国」と表記している台湾人を、中国または中華人民共和国に送還せず、台湾に送還するという矛盾を抱えている。同通知書における表記方法をとれば、台湾人を中華人民共和国国民と称しているにもかかわらず、中華人民共和国に送還せず、台湾に送還しているという矛盾がさらに拡大される。

同通知書は、強制送還にかかわるものではないが、その記載は、自己撞着だといわざるを得ない。

(4) 同通知書の記載による最も大きな障害は、裁判管轄権と裁判の承認・執行である。中華人民共和国の国民に関する判決は、台湾において執行できないのみならず、中華人民共和国を国籍として表記されている台湾人に関する判決も、台湾の裁判所によって退けられる。

1. 日本と中華人民共和国は、一九五八年の外国の仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約の加入国であるから、両国の裁判所は、法の要件をみたす限り、相手国の仲裁機関でなされた仲裁判断の執行申立を認めている。広島地方裁判所が中国 CIETAC で下された仲裁判断の執行を認めた事例がある。また、二〇〇四年、中国福建省福州市中级人民法院裁判所も、日本商事仲裁協会の仲裁判断を認めている。⁽²⁹⁾

台湾は、ニューヨーク条約の加盟国ではないが、台湾の裁判所は、外国での仲裁判断を承認している。二〇〇五年、台北高等裁判所は、日本商事仲裁協会の仲裁判断の承認・執行の申立を容認した。⁽³⁰⁾ しかしながら、台湾の裁判所は、中華人民共和国の表記のある債務者名義を有する台湾人の財産の強制執行を、果たして認めるであろうか。残念ながら、その可能性は限りなく低いといわざるを得ない。現に、中華人民共和国の裁判所は、中華人民共和国の法に基づく仲裁判断、あるいは中華民国の表記のある債権者の名義による仲裁判断の承認と執行を否定している。⁽³¹⁾

2. 仲裁判断の承認、執行に対して、日中間における裁判所の判決の承認・執行について、その様子は一変している。一九九四年十一月五日、中国大連中級人民法院は、中華人民共和国における日本裁判所の承認・執行の申立を裁決により退けた。⁽³²⁾ その理由は、日本と中国とは相互に裁判所の判決や決定の承認・執行を許可する二国間条約の締結をせず、または国際条約にも加盟しておらず、または相互の互恵関係も存在しないことにある。

これに対して、大阪高等裁判所平成一五年四月九日判決は、中国の判決は、日本において効力は認められないと判示している。⁽³⁴⁾ 中国が日本とは経済体制を異にすることからすると、日本の裁判所の経済取引に関する判決が中国において

その効力を承認されるかどうか判然としないことが、理由の一つである。⁽³⁵⁾

国際化が進む中で、中国人や中国企業が日本の裁判所で訴えられ、その判決に基づき中国で強制執行が行われるケースが予想される。中国の裁判所が「日本の判決は、中国では効力がない」として執行を拒否すると、日中間の経済交流が妨げられることになりかねない。中国の裁判所の判決における日本での執行の場合も同様である。

判決の承認と執行に対する日中間の消極的態度に対して、日台間には、外交関係もなければ、国際条約の締結もないにもかかわらず、日台間における相互の裁判所の判決の承認と執行が順調に行われている。もともと、日台間の人的交流、文化交流または経済的交流は、極めて緊密であり、今後もますます活発になるであろう。しかし、台湾人、台湾企業と日本人、日本企業間の紛争は、決して多くない。あっても、殆どの場合は、話し合いで解決されている。やむを得ず、訴訟が提起されなければならない場合も、訴状の送達、訴訟手続きの進行、判決の執行も比較的スムーズに行われている。確かに日本の裁判所の訴状の送達は、公示送達の方法で行われているのに対して、台湾の裁判所は、在日公的機関を通じて送達しており、その状況に全く問題がないわけではない。⁽³⁶⁾ しかしながら、少なくとも、裁判所の判決の承認と執行の問題に限って支障は見られない。

台湾の裁判所は、一九七二年、逸早く、強制執行法第四条の一第一項に基づいて、外国の判決が民事訴訟法第四〇二条に定める要件を充足すれば、その執行を認容する、という明白な態度を表明している。⁽³⁷⁾ 一九九三年、土地所有権移転登記請求事件では、日本裁判所の訴状上の和解の効力を認めた（八三年台上字第二八三五号）。二〇〇三年、台湾板橋地方裁判所は、被告の日台間には外交関係がないことを理由に、日本裁判所の判決の執行を求めている日本人の原告の請求の棄却を求める抗弁を退け、文化的、社会的および経済的などの実質的な関係があれば、形式的な外交関係がなくとも、日本裁判所の判決の承認と執行が妨げられない、と判示し、台湾における平成一四（二〇〇二）年一月六日の

日本東京地方裁判所の判決（平成一四年（ワ）第一〇六一号）の執行を認めた。⁽³⁸⁾

注

- (27) 一九七九年中国中外合弁企業法、一九八三年同法の施行細則、一九八八年の中国合作企業法、一九八六年中国外資企業法、一九八八年の中外合弁企業合弁当事者の出資の若干規定、國務院の外商投資企業に関する規定二〇条、国家工商行政管理局の中外合弁企業登記資本と投資総額の比率に関する暫定規定七条など。
- (28) 戴天昭『台湾法的地位の史的研究』三七八頁以下（行人社、二〇〇五年）。
- (29) 姚重華「日本商事仲裁協会の『仲裁判断書』が中国の裁判所において承認された事例について」JCAジャーナル二〇〇四年七月号二頁以下。
- (30) 台北地方法院九三年度仲声字第一六号民事裁定（九四年一月三日）、台湾高等法院九四年度抗字第四三三号民事裁定（九四年三月三一日）。なお、同裁定についての評釈は、中村Ⅱ陳Ⅱ申「日本商事仲裁協会の仲裁判断が台湾の裁判所により承認された事例」JCAジャーナル二〇〇五年六月号二頁以下、津留崎裕「日本の仲裁判断と中華民国（台湾）の裁判所の承認——日本の仲裁判断が台湾の裁判所で承認された事例——」海商法研究会誌一八九号二三頁以下（二〇〇五・一一）。
- (31) 粟津光世「日本・中国・台湾・香港の判決、仲裁判断の相互承認と執行の現状」国際商事法務一九九八年一月号一一五—三頁以下参照。
- (32) 最高人民法院公報一九九六年一期一九頁「日本五味晃申請中国法院承認和執行日本法院案」。同裁判の解説については、粟津光世「日本の判決が、中国人民法院で承認されなかった事件」国際商事法務一九九七年三月号二七五頁、大隈一武「中国仲裁判断の承認および執行」JCAジャーナル一九九七年二月号二〇頁、同一九九八年一月号三九九頁以下。
- (33) 判時一八四一号一一頁、判タ一一四一号二七〇頁。
- (34) 粟津光世「中国の判決は、日本において効力は認められないとした判例」国際商事法務三一巻一〇号一四二五頁、同「中華人民共和国人民法院判決につき、我が民事訴訟法一一八条の相互保証の要件の具備如何（消極）」私法判例リマックス三〇（二〇〇五〈上〉）二頁以下。

- (35) 粟津光世「日中の判決はなぜ相互に執行できないか——大連中院決定と大阪高裁判決の背後に潜むもの——」中国法令二〇〇四年二月号一頁以下参照。
- (36) 李木貴『民事訴訟法』二〇〇五年附六四頁参照。
- (37) 六一年台上字第二八三五号、九二年台上字第九八五号、外国法院確定判決准予強制執行(九二・五・一五)。
- (38) 九二年度重訴字第二一二号、宣告確定判決准予強制執行(九二・六・三〇)、本件の評釈については、清河雅孝『粟津光世「日本判決が台湾において執行許可されたケース」国際商事法務三三卷九月号一二〇四頁。』

五 終わりに——台湾のアイデンティティとその表記の統合に向けて

(1) 以上に述べた日台間における良好な法的関係は、台湾または中華民国と表記しなければならないところを、中華人民共和国と表記したことによって、すべてが瓦解されかねない。中華人民共和国は、過去にも、また現在においても、台湾を統治したことがない。中華人民共和国の統治権は、台湾または台湾人に全く及んでいない。台湾は、その独自の主権に基づいて、中華人民共和国と異なる法域を構成し、裁判管轄と法の執行権を有する。中華人民共和国のパスポートの所持者は、台湾において外国人であり、台湾に入国するときは、台湾の入管当局の許可を経なければならぬ。これは事実である。多くの日本の公的機関は、この事実から目をそらしている。同通知書の記載は、この事実を無視した最たるものである。

同通知書のように、日本の公文書に台湾人の国籍を中華人民共和国と表記するのであれば、日本裁判所の台湾人または台湾の企業への訴状その他の書類の送達、判決、仲裁判断の承認・執行の申立、台湾法の準拠法の適用も、裁判管轄

権の行使、準拠法の決定などの主権問題が残るので、台湾の裁判所、公的機関の協力を得られない可能性が高い。二国間における法的関係に支障が生じることによって、緊密な経済関係にも影響を及ぼしかねない。

同通知書における中華人民共和国の表示は事実相反し、当事者はもとより、台湾の人々の心にも深い傷を与えている。「正しい名称を使って欲しい」、「中華人民共和国、中国ではなく、台湾を使いたい」という希求は、被通知人とその夫である白志雄氏のみならず、すべての台湾人の心からの叫びである。⁽³⁹⁾多くの人に拒否されている呼称、その拒否の理由は、法的、歴史的、社会的経緯によるのではなく、右呼称を受ける者の心情にある。右呼称は、人々との心情を無視して、法的、歴史的および社会的経緯などの理由や理屈で合理化されてはならない。

日本と同じ台湾と外交関係を有しないアメリカ、イギリス、フランス、カナダ、シンガポール、韓国は、台湾、台湾人に対して、臆することなく台湾、台湾人と表記がしているのに、なぜ、日本はできないのか。世界では、日本または日本政府の威風堂々たる態度が問われている。これからは、当然のこととして台湾、台湾人と表記してもらいたい。

(2) また、他人に対し、自己を台湾または台湾人と呼称し表記することを求める前に、まず、自己がみずから自信をもって台湾または台湾人であることを自称しなければならぬ。つまり、他人に台湾の他称を要求する前提では、みずから、自称の台湾または台湾人を確立する必要がある。⁽⁴⁰⁾歴史から見れば、みずから確立したつもりで自称は、かならずしも他称を獲得できるとは限らない。それにもかかわらず、現在の台湾政府は、「台湾の国連加入」ではなく、依然として「中華民国の国連加入」と内外的に主張している。このような曖昧、不確かかつ国際法上認められない中華民国の自称を持つ限り、果たして日本その他の国に対して自分は中国人ではなく台湾人であるので、台湾人と呼称し公文書にも「台湾」と記載してくれと要求することができるか。⁽⁴¹⁾その点について、日本政府を批判する前に自己反省をしなけ

ればならないのではなからうか。⁽⁴²⁾

(3) アイデンティティというのは、心情的なものであり、事実的な根拠や法的な理論に依拠し求めるべきではない。台湾または台湾人のアイデンティティの問題は、台湾に住み、台湾における自由・民主・繁栄な社会、豊饒な土地からもたらした物質的または精神的な豊かさを享受しながらも、台湾を郷土として認めようとせず、または深奥に認めなくても、第三者に強烈に主張できるほど郷土愛を持たない多くの人々が存在することである。「暮らしの手帖」編集部は、旅のレポートで台湾の鹿港について次のように述べた。長くなるが、ここで紹介したい。「鹿港が見直されたのは、一九八七年、戒厳令解除後の民主化以降、台湾中にあふれる『台湾化』のゆえである。たんなるレトロ趣味ではない。多くの人が自らをチャイニーズではなくタイワンニーズというように、立派な一つの国なのに、国家として認められない、そんな台湾がおかれた現実を直視しながら、台湾人として生きる、その大陸とはちがう独自性のアイデンティティやルーツを探そうという機運の現れだ」と。⁽⁴³⁾このくだりを読み、台湾を熱愛しない人々は、遺憾なしでいられる者がいるであろうか。

注

(39) 施正鋒『台湾人的民族認同』序参照(前衛出版社、二〇〇〇年)。

(40) 張国興『台湾和国际社会』一四七頁以下(前衛出版社、一九九六年)。

(41) この自称は、現在、在日台湾人で展開されている「台湾正名運動」において最大の障害となっている。このことが質問されると、殆どの運動者または主張者は全く返す言葉がない。したがって、台湾正名運動は、むしろ台湾において展開しなければならぬ。

台湾当局は、漸く二〇〇六年から、中国意識を代表し中華や中国の名称を冠した公共施設、公企業または半官半民の組織の名称を、台湾意識を代表したものに変更し始めた。たとえば、二〇〇六年、蒋介石国際空港から桃園国際航空へ、二〇〇七年、中国造船、中華郵政、中国石油などから台湾国際造船、台湾郵政、台湾中油へとそれぞれ改名した。中華航空も名称台湾化の対象になっている。この動きに対してアメリカ国務省のマコーマック報道官は、反対の意見を述べたが、台湾当局は、これについて国内干渉だと一斉反発している。

(42) 台湾のW H Oの加入は、世界各国から、最も支持を受けている世界組織の入会運動である。しかし、台湾当局は、「中華民国」という呼称を堅持して加入申請するならば、その入会の可能性はゼロに等しいであろう。国連の加入運動についても同様である。

(43) 「暮らしの手帖」編集部「鹿港」暮らしの手帖三二号二四頁以下（二〇〇六年）。

なお、台湾国立政治大学の意識調査によると、一九九二年に「自分が台湾人である」と答えた人の比率は一七％であり、「自分が台湾人であり、中国人でもある」と答えた人の比率は五七％であり、「自分が中国人である」と答えた人の比率は二六％であったが、二〇〇六年には「自分が台湾人である」と答えた人の比率は四四％に増えたが、半数を超えていない。李登輝氏が主張している独立の要件の七〇％にはるかに及ばない。

また、「自分が中国人である」と答えた人の比率は六％と激減した。「自分が台湾人であり、中国人でもある」と答えた人の比率は依然として五〇％と維持している。中国と距離を置くべきだと考える人々は予想以上、増加している。